

本市発注工事における社会保険等未加入対策について（下請契約）

平成30年4月

総務部用地管財課

燕市では建設工事の発注者として、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、入札参加資格者名簿の登録について、法令上加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）の加入を条件にしているところです。

このたび燕市発注工事における下請負人の社会保険等の加入についても、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象工事

燕市発注の建設工事で締結するすべての下請契約

2 実施内容

- (1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止します。
- (2) 上記(1)に違反していることが判明した場合は、元請業者より未加入下請業者へ加入指導等を行っていただきます。「社会保険等未加入報告書」提出の日から指定する期間（原則30日）内に加入手続きを行ったことを確認できなかった場合は、「燕市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づき元請業者に対して指名停止措置を行うとともに、工事成績評定点を減点します。
- (3) 施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入建設業者を確認した場合には建設業許可権者へ通報します。（建設工事を下請する業者と締結する契約が対象となります。建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などは対象外です。）

3 適用時期

平成30年4月1日以降に契約を締結する案件から適用します。

4 社会保険等加入状況の確認

(1) 確認方法

①一次下請業者

「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

②二次以下の下請業者

「再下請負通知書」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

(2) 特別の事情について

発注者が「特別の事情」があると認めた場合は、発注者の指定する期間（30日）内に当該建設業者が社会保険等に加入することを条件に下請契約が認められます。

「特別の事情」とは

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事が出来ないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となる事が明らかな場合をいいます。

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

5 社会保険等未加入報告書について

社会保険等の未加入が判明した場合は、元請業者から「社会保険等未加入報告書」を提出していただきます。

※注意 社会保険等未加入建設業者とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がないものを除く。）をいう。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務